

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第11回）議事概要

日時：2019年3月26日（金）10時00分～12時00分

場所：総務省 8階 第4特別会議室

構成員）宍戸座長、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、加毛構成員、高口構成員、小林構成員、長田構成員、古谷構成員、美馬構成員、森構成員、森下構成員、森田構成員、湯淺構成員、吉澤構成員、若目田構成員

説明員）（株）マネーフォワード

オブザーバー）情報信託機能普及協議会、内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局

事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

□資料11-1「マネーフォワード社におけるデータ利活用」についてマネーフォワード 瀧氏より説明。

□資料11-2「論点整理（案）」について総務省より説明。

□意見交換

<マネーフォワード社におけるデータ利活用について>

●個人からのデータが入ってくると同時に、個人以外のいろいろな、例えばマーケットの情報や広く一般の例えば同世代の人たちの行動情報などを手に入れて、よりよいサービスをするということはあるのか。

●マネーフォワードのユーザーには、個人のデータを1カ所に集めたいというニーズが多いため、一般情報や非匿名化した情報をマネーフォワードが積極的に取りに行くことは、市場関連の為替データなどを除くと現状あまりない。

●マネーフォワードが、安全性を担保した上で、意思に基づいて個人の金融情報をAPI経由でパートナー企業に提供し、その企業が情報銀行となるようなことは想定されているのか。また、データの出し手となる企業が、特定の金融機関などに対してはデータを提供してほしくないとするケースはあるのか。

●マネーフォワードは、データを外に出すことを公表して信用不安が生じることを恐れており、現時点でそれに足る提供先はいないと考えている。ユーザーが情報を渡したいと思う提供先に情報を渡せるようにすべきと考えているが、日本では法的な整理が十分でないことが課題。個別の銀行とAPI契約をしたい場合、123行に加えて全ての信金、などJAとデータ再接続や再提供の交渉を行う必要がある。また、現状、そこまでユーザーを奪い合う活動は見られておらず、情報の提供にかかる制約については、ビジネスマナーといった範疇の議論があると思う。

●金融APIの世界では、マネーフォワードなどは、銀行の一定のモニタリングにも服しており、金融庁にも登録してそれなりの義務を負っている。さらに、情報の連鎖接続先にも責任を負っており、信頼できる提供先では情報が活用できるようにしようとする。一方、情

報銀行のモデル約款では、現状、個人情報の再提供は禁止とされている。個人情報保護のための信頼できる枠組が整っているのであれば、情報提供までは認めて良いという考え方もあるのではないかと。

<論点整理について>

—情報銀行の定義、考え方について

●同意を取っていく際、しっかりと説明が非常に重要。消費者の方がしっかりとリスクも理解した上で同意をするべき。そのような説明義務なども情報銀行の果たすべき役割として考えてほしい。

●情報銀行が個人に提供するサービス内容については、情報銀行が個人に対して適切に提示し、個人が同意するとともに契約等によりサービス内容について責任が担保される必要があり、便益についても責任が担保されるとされているが、なかなか難しい。特に提供先から個人に直接行く場合の便益について、情報銀行が保証することを要件にするのか。

—情報銀行の事業形態について

●事業サービス内容の提出が認定に義務づけられていて、そこで示す範囲にはこういったものを対象とするのか決めておくべき。

—統計データ、匿名加工情報の扱いについて

●提供した情報から派生した加工データ等の取扱いについても、個人や提供先に対して明示することを指針に反映するというのは、そもそも情報銀行では個人情報保護法に準拠していて、匿名加工情報の取り扱いがあることや第三者提供をする場合には公表義務があるにもかかわらず、さらに指針に反映する必要があることなのか。

●統計データは、情報銀行として提供する以外にも内部的に加工するなど、付加価値を高めるために利用目的を開示すると思うが、そのような利用目的の範囲内においても個人等に対して明示することを要件とするのは、冗長過ぎるのではないかと。

●個人情報の流通はちゃんと見えていて還元されるが、それ以外の匿名加工情報や統計データは流通しているのに対価が全然還元されない、といったモデルではいけない。こういった流れもちゃんと個人に明示したほうが良いという話もある。

●例えば、購買情報から、ある個人は儉約家ですというセグメントを付与した場合、その加工した情報は第三者提供に当たるのかどうか。それを加工委託事業者と考え、一旦情報銀行に戻して他のところに提供することは問題ないのか、そのあたりを整理すべき。

—個人情報の価格について

●こういった条件の人にはこの価格になるというものを決めてほしい。個人に対しては同じ機会が提供されるべき。情報銀行事業者の裁量に基づいて恣意的な対価の価格設定をいつでも任意にできることは避けたい。

●時期や環境が変われば情報銀行のビジネスモデルの状況も変化するため、過度に価格に

関するルールを決めるのも問題がある。

- 価格とサービスについて必要な情報が消費者に提供されるといった内容を記載すればよいのではないか。
- 情報銀行事業者それぞれが、どういうルールに基づいて価格に差を設けているかなどを開示すれば自由でいい。

—個人による情報銀行の選択と情報公開について

- 個人側からすると、契約や同意を取るに当たってどのような情報を見ていくべきなのか、個人は何ができるのか、救済の仕組みはあるのか、といった点が見えないため、指針には個人を基点にした整理を入れてほしい。
- 情報公開項目みたいなものを決めて、これについては公開しなければいけないとしてはどうか。

—情報銀行間の連携について

- 情報銀行と同等と認められるような主体、例えば、登録を受けている電子決済代行業が入ることもあり得るのであれば、その電子決済代行業に求められている要件と情報銀行の要件や契約のスキームなどを比較検討することもできる。

—提供先第三者に求める要件について

- 重要なデータであればしっかりしたところしか渡さないけれども、そうでないものは情報銀行と同等ほどではないところにも渡しても良いということは、そのとおриと思うが、そのようなリスクベースの判断を情報銀行ができるのか。
- リスクに応じた対策を施し、その対策がどのようなものか認定事業者が確認し、契約や約款が問題ないことを判断していくことになるのではないか。
- 個別同意で2ホップとなる場合（情報銀行からA社に提供され、さらにB社に提供されるもの）、再提供先のレベルや要件といったものはないか。
- 全銀協では、再接続先の実質基準として、セキュリティ対策、利用者保護といったものを担保することになっており、少なくとも契約を通した上でのモニタリングができて、情報の提供をいつでもとめられるようにすることが条件になっている。情報銀行で2ホップを個別同意で認める場合、同様の対策をすることが考えられるのではないか。
- 情報銀行が提供する提供先の要件は、データにかかわらず一意に決まるのか、それともデータの類型や体制によって決まるのか議論すべき。
- 情報銀行に求められるシステム運用、安全管理を前提としている提供先の場合には、活用の裾野を広げる為にも、第三者提供先として十分値するのではないかと思う。

—信用スコアの取扱いについて

- 信用スコアは、認定基準には入れにくく、何か留意点みたいなものを入れることがよいのかと思う。

●参考としてこういう話があるというのは、どこかに書いておいたほうが良いと思う。信用スコアを使って便益を還元できるようになることも考えられるため、今後見直しをする際に検討に入れてもよいかと思う。

●スコアリングもしくはプロファイリング結果を自分自身で使うのか、それとも提供先事業者が使うのかは分けて考えるべき。

●スコアリングを使うことは、倫理的にそういうデータの使い方をしていいのかどうかという問題でもある。そのため、スコアリングを使うときには、倫理審査委員会の意見も聞くといった形にすると良い。

—認定の対象外とする個人情報について

●「個人情報」は明確だが、「パーソナルデータ」というと、匿名加工情報を含むと言っていたり含まないと言っていたりする定義が曖昧なもの。書きぶりを考えるべき。

—同意を行う主体について

●未成年者とともに、この種の個人財産権的価値を持つ個人情報の扱いで世界的に問題になってきていることとして、亡くなったときにどうするかという問題がある。契約時に亡くなったらどうするか決めておくのかと思う。

—全体を通して

●消費者にとってどれだけ透明性があるかということが重要。競争領域なので言えない部分もあると思うが、消費者にとって理解ができることが重要であるため、そこを担保するような形での指針としてほしい。

●新しいビジネスが始まる際には、消費者側に意図しない不利益が生じることや、事業者側に問題ある行為や過失が生じることがあるため、相談体制をしっかりとしてほしい。

以上